

住居確保給付金について

離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している又はそのおそれのある者を対象として、原則 3 ヶ月（一定条件の下、最大 3 ヶ月受給可能）を限度として、住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

(1) 支給額

住居確保給付金は、下記を上限として、収入に応じて調整された額を月ごとに支給します。
3 万 9 千円（単身世帯）、4 万 2 千円（2 人世帯）、4 万 5 千円（3 人世帯）

(2) 支給期間

原則 3 ヶ月（一定条件の下、3 ヶ月を限度に延長支給可）

(3) 支給方法実施主体（県又は市）から直接住宅の貸主等の口座へ振り込みます。

（支給対象者への支給は行われません。）

支給対象者

○次の 8 項目のいずれにも該当する者が対象となります。

(1) 離職後 2 年以内の 65 歳未満の者

※ 離職理由は問いません。（事業主都合での解雇だけでなく、自己都合退職も可）

(2) 離職前に、主たる世帯の生計維持者であった者（ただし、離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっていた場合も含む）

(3) ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う者

(4) 離職により住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者

(5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額（※1）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額（※2）を合算した額以下である者

（※1）「基準額」=市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の 1/12

（※2）地域ごとに設定された基準額が上限

世帯人数	基準額		収入基準額(万円)
1 人	7.8 万円	+ 家賃額	11.7 万円
2 人	11.5 万円		15.7 円
3 人	14.0 万円		18.5 万円
4 人	17.5 万円		22.3 万円
5 人	20.9 万円		26.0 万円

- (6) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が「基準額」×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下の者

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人以上	100万円

- (7) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が、国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び、自治体等が実施する類似の貸付又は給付を受けていない者
※ 住居確保給付金は、生活保護との併給は認められません。
- (8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者

支給対象者の義務

○支給対象者の方には支給期間中、常用就職に向けた以下の就職活動を行っていただく必要があります。

- (1) 公共職業安定所の職業相談を毎月2回以上受けること。
- (2) 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること。
- (3) 原則週1回以上、求人先への応募を行う。又は求人先の面接を受けること。